

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：総務省・公害等調整委員会・消防庁

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	79.9	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.7	%
全職員	78.4	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
指定職相当	90.1	%
本省課室長相当職	91.5	%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.2	%
係長相当職	92.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	95.7	%
31～35年	81.1	%
26～30年	80.8	%
21～25年	84.2	%
16～20年	80.3	%
11～15年	82.2	%
6～10年	92.3	%
1～5年	84.7	%

【説明欄】

- ・世帯主や住居の契約者となっている男性に扶養手当や住居手当を支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は93.2%、住居手当の受給者に占める男性の割合は69.0%である。
- ・一人当たりの超過勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は72.2%であるが、職員の配置、超過勤務の状況などにおいて差異が生じ得る。
- ・上記で取り上げた要因のほか、育児短時間勤務の短縮時間分の給与の減額について女性の方が多いことなどが考えられる。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員において、男女の給与の差異の割合が高くなっている主な要因としては、極端に勤務日数が少ない職員層は、給与の平均が低く算出される傾向にあり、これらの職員に占める男性職員の割合が高いことから、全体として、女性職員の給与の平均が高く算出されることが考えられる。

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員※1に占める女性職員の割合（令和7年7月1日時点※2）

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	7.9%

※1 本省課室長相当職以上

※2 指定職相当については、令和7年7月31日時点

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和7年7月1日時点※）

区分	令和7年度
指定職相当	6.3%
本省課室長相当職	8.1%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	15.9%
係長相当職（本省）	38.9%

※指定職相当については、令和7年7月31日時点

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日付け採用者数）

採用合計（総合職・一般職）	45.9%
総合職採用（院卒者試験・大卒程度試験）	42.2%
一般職採用（大卒程度試験）	48.2%
一般職採用（高卒程度試験）	42.9%

V 中途採用の男女別の実績（令和7年度）※

男性(人)	39 人
女性(人)	17 人

※ 経験者採用試験・選考採用試験採用者について計上

VI 職員の女性割合（令和7年7月1日現在）

総数(人)	4,398 人
うち女性(人)	1,303 人
女性割合(%)	29.6%

VII 女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

●セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

セクシュアル・ハラスメントをはじめとした勤務環境に関する苦情等の相談に応じるため、相談窓口及び相談員を設置。また、セクシュアル・ハラスメント防止のため、職員に対し必要な研修を実施。

●女性の健康上の特性に係る取組

女性の健康や不妊治療についての悩みや不安を相談できる窓口を省内ポータルにおいて周知。

●女性職員の中途採用に関する取組

経験者採用試験及び総務省選考試験を実施。また、説明会等で女性の経験者採用職員からの講演を実施。

VIII 離職率の男女の差異（令和7年度）※

男性	2.91%
女性	3.57%

※ 令和7年度中に離職（自己都合退職）した職員を対象として、各々、男性職員総数及び女性職員総数に占める割合を算出している。

Ⅸ 男女別の育児休業取得率※及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況(令和6年度)

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

育児休業取得率	本省	公害等調整委員会	消防庁	省全体
女性職員	96.3%	該当なし	該当なし	96.3%
男性職員	75.3%	0.0%	75.0%	74.5%

(2) 非常勤職員

育児休業取得率	本省	公害等調整委員会	消防庁	省全体
女性職員	100%	該当なし	該当なし	100%
男性職員	100%	該当なし	該当なし	100%

※「取得率」とは、令和6年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る。)に対する、同年度中に新たに育児休業を取得した職員数の割合をいう。

2. 男女別の育児休業の取得期間※の分布状況

区分	常勤職員		非常勤職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
1 週間以上 2 週間未満	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%
2 週間以上 1 月以下	21.1%	0.0%	0.0%	0.0%
1 月超 3 月以下	42.1%	1.9%	100.0%	0.0%
3 月超 6 月以下	9.2%	1.9%	0.0%	50.0%
6 月超 9 月以下	13.2%	11.5%	0.0%	50.0%
9 月超 12 月以下	6.6%	26.9%	0.0%	0.0%
12 月超 24 月以下	1.3%	28.8%	0.0%	0.0%
24 月超	0.0%	28.8%	—	—

※「取得期間」は、令和6年度中に最初の育児休業を取得した職員が承認された育児休業の期間である。(育児休業を複数回取得した場合はそれらを合計した期間としている。)

※ 各項目の割合は端数を四捨五入して算出しているため、合計値は 100%と一致しない。

X 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率※(令和6年度)

	本省	公害等調整委員会	消防庁	省全体
配偶者出産休暇の取得率	93.8%	0.0%	75.0%	92.2%
育児参加のための休暇の取得率	85.6%	0.0%	50.0%	83.3%
上記休暇の5日以上取得率	81.4%	0.0%	50.0%	79.4%

※ 令和6年度に子が生まれた男性職員のうち、配偶者出産休暇・育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合

XI 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年
内部部局等	31.8 時間／月
内部部局等以外	9.9 時間／月

XII 年次休暇の取得状況(令和7年)

区分	平均取得日数	取得日数が15日未満の職員の割合
内部部局等	13.2 日	57.4%
内部部局等以外	16.2 日	34.2%

XIII 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

●テレワークの推進

テレワークの推奨、テレワークで業務を完結させるためのプロセスの見直しを行うなど、テレワークを活用した柔軟な働き方を引き続き推進。

●フレックスタイム制の活用推進

フレックスタイム制度及び省内におけるフレックスタイム活用事例について、省内ポータルにて周知。